

最高裁秘書第3351号

令和元年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年3月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第1660号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

昭和43年9月24日頃に出された、最高裁判所司法修習運営諮問委員会の答申

2 開示しないこととした理由

1の文書として、法曹会発行の法曹時報第20巻第12号が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される雑誌に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。